

# 介護予防マネジメント請求マニュアル



平成18年 9月

飯能市地域包括支援センター

# 1 利用票の提出

地域包括支援センターでケアプランのチェック終了後、サービス内容が確定しましたら、地域包括に下記のような**利用票及び利用票別表**を提出して下さい。

平成18年 8月分 サービス利用票 (兼 居宅サービス計画)										平成18年 8月11日																									
認定済 申請中										地域包括支援センター → 利用者																									
保険者番号	1	1	2	0	9	4	保険者名	飯能市		支援事業者 事業所名	飯能市地域包括支援センター	作成年月日	平成 18年 8月 11日	利用者確認																					
被保険者番号							加付 被保険者氏名	関	担当者名	tel:042-978-2111		届出年月日	平成 年 月 日																						
生年月日	明・大・昭	性 別	男	女	要介護状態区分 要支援1	要支援2	要介護状態区分 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	区分支給 限度基準額	4970 単位/月	限度額 適用期間	平成18年 5月 から 平成18年10月 まで	前月までの 短期入所 利用日数	0 日																		
提供 時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	月間サービス計画及び実績の記録																																
10:00~ 14:00	予防通所介護1	無門関	日 行 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計 回数
	予防通所介護 アクティ ビティ加算	無門関	予 定 実 績	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8

平成18年 8月 期：平成18年 8月11日

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービス コード	単 位 数	割 引 率 %	回 数	サー ビ ス 単 位 /金 額	介護 支 給 限 度 基 準 額 内 の 単 位 数	介護 支 給 限 度 基 準 額 外 の 単 位 数	区 分 支 給 限 度 基 準 額 を 超 える 単 位 数	単 位 数 単 位	費用 総 額 (税別円換算)	給 付 率 (%)	経 済 給 付 額	利用者負担 (税別円換算)	利用者負担 (税別円換算)	
無門関	1172800353	予防通所介護1	651111	2226		1	2226										
無門関	1172800353	予防通所介護 アクティ ビティ加算	655001	81		1	81										
無門関	1172800353	介護予防通所介護合計					(2307)					2307	10.00	23070	90	20763	2307
				区分支給限度基準額(単位)		4970	合計	2307				2307		23070		20763	2307

種類別支給限度管理

サービス種類	介護 支 給 限 度 基 準 額 内 の 単 位 数	介護 支 給 限 度 基 準 額 外 の 単 位 数	サービス種類	介護 支 給 限 度 基 準 額 内 の 単 位 数	介護 支 給 限 度 基 準 額 外 の 単 位 数
訪問介護			短期入所生活等介護		
訪問入浴介護			短期入所療養介護		
訪問看護			夜間対応型訪問介護		
訪問介護 訪問介護 通所介護			認知症対応型通所介護		
通所介護 通所介護 福祉用具貸与			認知症対応型共同生活介護		
		合計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数
0	0	0



### 3 国保連からの「返戻」の問い合わせ

サービス事業所等から国保連より返戻の通知が届き、問い合わせがあった場合には地域包括支援センターにご連絡下さい。



### 4 委託料の支払い

予防給付費請求日の約1ヶ月後の月末に国保連より給付決定通知書が送付されてきます。この内容に基づいて委託料支払いの決定をします。

原則として提出して頂いた翌々月の月初めに**指定介護予防事業委託料の支払い通知書**の送付を行いまして、同月の15日に請求書に記載されている口座に振り込みます。請求者と口座支払い名義人が違う場合はあわせて委任状の提出をお願いします。

例： 9月に提出された請求書につきましては、原則として11月15日の支払いになるということです。

なお、国保連からの返戻等により請求件数に変更が生じた場合には**請求書の再度提出**をお願いすることがありますので、ご了承下さい。

—不明な点がありましたら地域包括支援センターまで—